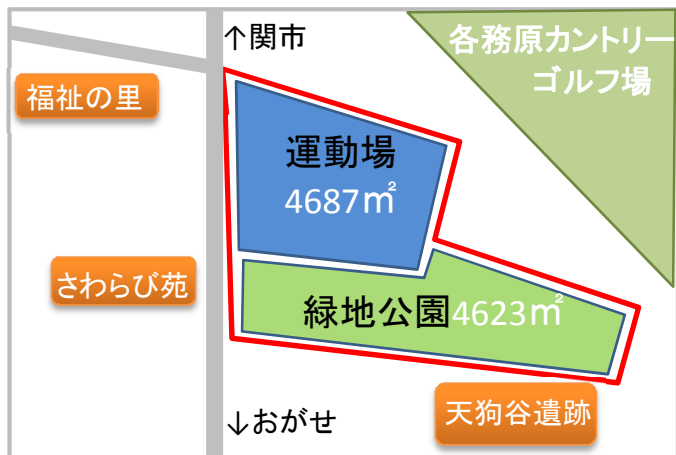


名古屋高裁

## 天狗谷土地取得の裁判 「議会の議決を得ずに土地取得したのは違法」 とした名古屋高裁の判決が確定(平成27年4月10日)



### ◆天狗谷土地裁判の判決

平成17年9月に各務原市は須衛の天狗谷土地9300㎡を1億円で購入しました。この土地を「福祉の里の屋外運動場」と「天狗谷遺跡見学者のための緑地整備」の約4600㎡の2つの土地に分け、議会議決が必要ない5000㎡未満にして、森前市長と一部の職員だけで事務処理が行われ、議会や市民には知らせませんでした。平成22年に市民から裁判で訴えられ、名古屋高裁は「天狗谷土地取得において議会議決を得ずに取得したことは違法である」としましたが「故意または過失がないので1億円の返却については棄却」と判決を下しました。

各務原市議会

天狗谷土地  
本当に必要？

今年5月臨時議会  
天狗谷土地取得を追認する議決が  
賛成多数で可決されてしまいました

名古屋高裁の「土地取得については議会の議決を得ずに取得したことは違法」という判決が確定したことをうけて、市議会で追認を求める議案が提出され、十分な審議を経ないで採決が行われました。

**賛成19、反対3の賛成多数で可決され土地取得を議会が承認しました。**

【賛成議員】政和クラブ13人、市議会公明党3人、無党派3人

【反対議員】志政かかみの2人、共産党1人(欠席1人)

### 政和クラブ・岡部秀夫議員の賛成討論(抜粋)

- ①平成17年当時、土地取得に関する手続きは議会の議決対象ではないと判断したことは、昭和38年の行政課長通知や実務提要などを根拠にしたものであり、当時の市の判断や行為についてはなんら問題にすることは無いと考えます。
- ②天狗谷土地取得について、土地取得の必要性や取得価格の妥当性などは高裁判決により認められており今回追認議決をすることで、土地取得に関する手続き上の問題はなくなったこととなります。

### 志政かかみのは以下のように考えます

- ①議会議決について名古屋高裁は「地方自治法96条の趣旨は大きな土地の取得は地方自治体にとって重要な経済行為に当たり、執行機関の長のみ委ねるのではなく、住民の代表である議会の議決を得ることが必要」として、当時の市の判断は法律の趣旨に反するので誤りと判決を下しています。市は実務提要を根拠にしましたがこれはあくまでも“参考書”に過ぎず、地方自治法の趣旨を守ることが行政の使命です。
- ②天狗谷土地取得は、議会が市行政をチェックする仕組み(二元代表制)を無視した重大な問題です。このことが起きた根本の問題をしっかりと反省する必要があります。

市議会で天狗谷土地取得の追認議案が賛成多数で可決されましたが、「志政かかみの」は反対です。

## 土地購入してから10年間整備をしていない “イノシシの運動場”は知らない！

### 疑問①：定例議会で審議するべきではなかったか

臨時議会は一般質問ができない、常任委員会で議論することもない、1日で終わってしまう議会です。土地取得問題は緊急性は無く、定例議会で議案を提出して、一般質問を行い、常任委員会で議論して、時間をかけて、しっかりと議論するべきです。今回14項目の質疑を用意しましたが、議会運営委員会で「今回の議案には該当しない」とされ、質疑できたのは2項目だけで、土地取得の目的、土壌汚染などの疑問について議論できませんでした。活発な議論を期待し、議会を傍聴した市民からは「どうして議会はしっかりと議論をさせないのか」や「市議会はどうなっているのか」といった疑問の声が聞かれました。市には都合が悪い議論をさせないために臨時議会で議案を提出したとしか思えず、天狗谷土地取得裁判の名古屋高裁判決を真摯に受け止めて反省しているのか疑問に思います。

### 疑問②：土地の必要性を決めるのは裁判所なのか

名古屋高裁が「天狗谷土地は不要な土地とは言えない」と判決したことで、市は土地取得の必要性については認められたと主張しました。しかし「天狗谷土地取得については議会議決が必要」と判断していますので、この土地が必要かどうかを判断するのは住民の代表である議会であると言っています。この土地取得の必要性について、殆どの議員は「裁判所が必要と判断した」、「市が説明した内容で問題が無い」として自らが調査をしたり議論することを避けています。

### 疑問③：「土地の整備計画は再度検討する」と答弁

市は当初の目的を実現化するとしながらも、これからアンケート調査やワークショップを開いて事業を再検討すると答弁しました。当時は今すぐ必要な土地だから取得したとしたのに、取得後10年経ってから再検討するとは、必要な土地だったとは思えません。

## 市長、副市長は市民に納得のいく説明を

磯谷副市長は今回の天狗谷土地取得に関して、10年前に森前市長から命令を受けて積極的に係わってきた職員のひとりです。土地を購入した事は一部の市職員しか知らず議会にも説明されませんでした。平成22年9月に三丸文也議員の一般質問で明らかになりました。それから問題が無いと主張して5年が経過しましたが、二度とこのような議会軽視を繰り返さないよう、反省するべきは反省し説明責任を果たすべきです。



※現在天狗谷土地は、緑ゴミリサイクルの作業場として使われています。

### 天狗谷土地取得の主な疑問

- ① 議会議決を回避する目的で5000㎡未満の2つの事業を計画した。「福祉の里屋外運動場」も「天狗谷遺跡の緑地整備」も必要性は無いと思われる。
- ② 自動車解体が行われていたこの土地は、購入時に産廃や土壌汚染があった。
- ③ 一般会計の予算で購入せず、土地開発基金という自由になるお金で購入し、決算書にも明細を記載せず隠ぺいした。
- ④ 土地購入価格1億円は、市場価格の3倍以上である。
- ⑤ 土地購入の2年後に隣接する土地所有者と約700㎡の土地をなぜか等価交換している。

市役所本庁舎建替えへの対応も天狗谷土地取得に対する市及び市議会の対応と同じ問題を含んでいます。

『市政報告会』を6月20日(土)午後1時30分から産業文化センター2階第3会議室で開催します

各務原市議会 志政かかみの(杉山元則、三丸文也) 各務原市役所 控室 ☎058-383-1111(内線2627)